

- 二 普通小麦のうち、その水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条
第一項の規定による検査証明を受けようとするもの 別記様式第四号による検査証明書
- 三 前二号に掲げる農産物以外の農産物別記様式第五号による検査証明書
- 輸入に係る農産物であつて包装されているものについての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、次の各号に応じ、当該各号に掲げる表示をその表面の見やすい箇所に印刷した当該農産物の包装又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに検査年月日及び登録検査機関名のほか、銘柄区分のあるものにあつては銘柄を、普通小麦のうちその水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするものにあつては当該数値を記載し、かつ、当該包装又は票せんに、品位の測定結果を記載し、又は農林水産大臣が定めるところにより、別記様式第六号による等級証印、別記様式第七号による種子用証印若しくは別記様式第八号による醸造用証印を押してするものとする。
- 一 もみ及び玄米（第四号に掲げるものを除く。）、小麦（次号に掲げるものを除く。）、大麦、はだか麦、大豆、小豆、いんげん、かんしょ平切干又はそば 別記様式第九号による表示
- 二 普通小麦のうち、その水分含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするもの 別記様式第十号による表示
- 三 精米（次号に掲げるものを除く。）、かんしょ粗碎切干又はでん粉 別記様式第十一号による表示
- 四 期間経過米検査を受けようとする米穀 別記様式第十二号による表示
- 前項の農産物についての品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、前項の規定にかかわらず、法第二十一条第一項に規定する業務規程に定めるところにより、前項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる表示をその見やすい箇所に印刷した当該農産物の包装又は当該表示を印刷した当該農産物の票せんに、次に掲げる事項を印刷その他の方法によりあらかじめ記載してすることができる。
- 一 檢査年月日
- 二 登録検査機関名
- 三 等級又は品位の測定結果
- 四 銘柄区分のあるものにあつては、銘柄
- 普通小麦のうちその水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするものにあつては、当該数値
- 前項の規定による等級の記載は、別記様式第六号による等級証印、別記様式第七号による種子用証印又は別記様式第八号による醸造用証印の印影を表示することによつてすることができる。
- 六 第三項の農産物のうち第六条第一項の規定により抽出して品位等検査を行つたものについての法第十三条第一項の規定による検査証明は、第三項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる検査証明書を交付してすることができる。
- 一 期間経過米検査を行つた米穀 第二項第一号に掲げる検査証明書
- 二 普通小麦のうち、その水分の含有率及び容積重の数値について品位等検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明を受けようとするもの 別記様式第十三号による検査証明書
- 三 前二号に掲げる農産物以外の農産物別記様式第十四号による検査証明書
- 輸入に係る農産物であつて包装されているものについての成分検査に係る法第十三条第一項の規定による検査証明は、別記様式第十五号による表示をその包装の表面の見やすい箇所に印刷し、又は当該表示を印刷した票せんを当該農産物に付し、かつ、別記様式第十六号による検査証明書を交付してするものとし、これ以外の成分検査に係る同項の規定による検査証明は、別記様式第十六号による検査証明書を交付してするものとする。
- 第十条の二 前条の規定にかかわらず、検査証明書等（次に掲げるものをいう。以下この条において同じ。）には、検査証明用情報（番号、記号その他の符号であつて電子情報処理組織を使用する方法により当該符号に対応する検査証明書等に表示され、又は記載された内容を明らかにすることができるもの）を付すことができる。次項において同じ。）を付すことができる。

- 二 前条第三項各号に掲げる表示
- 一 前項第一号に掲げる検査証明書 検査証明書の番号及び登録検査機関名以外の事項に応じ、当該各号に掲げる事項（当該検査証明用情報により明らかにできるものに限る。）の表示又は記載を省略することができる。
- 二 前項第二号に掲げる表示 等級又は品位の測定結果及び検査年月日
- 第十条の三 登録検査機関は、前条第一項第一号に掲げる検査証明書に記載すべき事項を次項に規定する情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合においては、当該登録検査機関は、当該検査証明書を交付したものとみなす。
- 二 前項の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 登録検査機関の使用に係る電子計算機と検査証明書を交付すべき相手方（以下この条において「相手方」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方式
- ロ 登録検査機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された検査証明書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに検査証明書に記載すべき事項を記録したものと交付する方法
- 三 前項に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
- 四 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、登録検査機関の使用に係る電子計算機と、相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
(銘柄の検査の特例)
- 第十二条 法第十四条第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 法第三条又は第四条の品位等検査を受けた米穀（精米を除く。）であつて、法第十五条第一項第三号に掲げる場合に該当するため品位等検査を受けていないものとみなされたものについて、法第五条第一項の品位等検査を行う場合
- 二 大豆、小豆、いんげん及びそばについて、品位等検査を受けようとする農産物の生産地を農産物検査を行う区域に含む登録検査機関が法第九条の品位等検査を行う場合
- (消印)
- 第十二条 法第十六条の規定による表示の抹消は、別記様式第十七号の消印を押してするものとす
(登録検査機関の登録)
- 第十三条 法第十七条第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書を貼り付け、かつ、定款、登記事項証明書、役員の氏名及び住所を記載した書面、申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに申請日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び收支予算に関する書類を添え、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。
- 一 名称並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在地
- 二 農産物検査を行おうとする農産物の種類（国内産農産物又は外国産農産物の別を含む。）
- 三 農産物検査の登録の区分
- 四 農産物検査を行おうとする区域

五一 年間に行おうとする農産物の種類（国内産の米穀又は麦にあつては、包装されているもの及び包装されていないものの別。第十九条第二号において同じ。）ごとの品位等検査の検査見込数量又は一年間に行おうとする成分検査の検査見込件数

六 農産物検査を行う農産物検査員（法第十七条第二号に規定する者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

七 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他の設備及びその所在場所

八 法第十七条第三項各号のいずれかに該当する事実の有無

2 前項の規定は、法第十八条第三項において準用する法第十七条第一号に規定する者を以て準用する。この場合において、前項中「登録免許税の領収証書」とあるのは「手数料に相当する額の収入印紙」と読み替えるものとする。

第十四条 法第十七条第二項（法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の登録は、別記様式第十八号による登録台帳に記帳して行う。

2 農林水産大臣は、前項の規定により登録された者に対し、農産物検査員であることを示す別記様式第十九号による農産物検査員証を交付するものとする。

3 農産物検査員は、その業務を行うときは、前項の農産物検査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（農産物検査員）

第十五条 法第十七条第二項第一号（法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の農林水産省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者として、農林水産大臣が作成する名簿に登載されたものとする。

一 農産物検査に一年以上従事した経験を有する者

二 農林水産大臣が指定する研修の課程を修了した者

2 農林水産大臣は、農産物検査員の求めがある場合その他必要があると認める場合には、前項の名簿を更新するものとする。

3 法第十七条第二項第一号の農林水産省令で定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

一 農林水産大臣は、農産物検査を行ふ場合 一年間に行おうとする農産物の種類（米穀又は

一 国内産農産物に係る品位等検査を行う場合 一年間に行おうとする農産物の種類（米穀又は

一 麦にあつては、包装されているもの及び包装されていないものの別）ごとの検査見込数量（トン）で表した量をいう。次号において同じ。）を、それぞれ次に掲げる区分に応じ、当該各区分に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は、切り上げるものとする。以下この項において同じ。）のうち最も大きい数

イ 包装されている米穀 二千五百

ロ 包装されていない米穀 六千

ハ 包装されている麦 二千

ニ 包装されていない麦 一万五千

ホ 大豆 千五百

ト 小豆及びいんげん 六千

チ かんしょ生切干 百

リ そば 千

ヘ でん粉 三万

二 外国産農産物に係る品位等検査を行う場合 一年間に行おうとする農産物の種類ごとの検査見込数量を、それぞれ次に掲げる区分に応じ、当該各区分に掲げる数で除して得た数のうち最も大きい数（その数が二を下回る場合にあつては、二）

イ 米穀 五千

ロ 麦 三万

ハ 米穀及び麦以外の農産物 二万

三 成分検査を行う場合 一年間に行おうとする検査見込件数を、五百五十で除して得た数

（農産物検査に係る機械器具その他の設備）

第十六条 法第十七条第二項第二号（法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める機械器具その他の設備は、次の各号に掲げる農産物検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。

一 国内産農産物に係る品位等検査 別表第一の上欄に掲げる区分ごとに同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備

二 外国産農産物に係る品位等検査 別表第二の上欄に掲げる区分ごとに同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備

三 成分検査 別表第三の上欄に掲げる区分ごとに同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備

（登録台帳の記載事項）

第十七条 法第十七条第四項第七号（法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類とする。

（業務の休廃止の届出）

第十八条 登録検査機関は、法第十七条第八項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 名称及び主たる事務所の所在地

二 廃止の届出の場合は、廃止の予定期日

三 休止の届出の場合は、予定する休止の開始期日及び期間

四 休止又は廃止をする理由

（変更登録）

第十九条 法第十九条第二項の変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する金額の収入印紙をはり付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 法第十七条第四項第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更しようとする事項

二 一年間に行おうとする農産物の種類ごとの品位等検査の検査見込数量又は一年間に行おうとする成分検査の検査見込件数

三 農産物検査を行う農産物検査員の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

四 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他の設備及びその所在場所

（報告）

第二十条 登録検査機関は、法第二十条第三項の規定による報告をしようとするときは、農林水産大臣の定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、農林水産大臣が定める期日までにこれを農林水産大臣に提出しなければならない。

一 農産物検査を行つた農産物の数量

二 農産物検査を行つた農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果

（業務規程）

第二十一条 法第二十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 農産物検査の業務の実施方法に関する事項

二 農産物検査に係る手数料の額に関する事項

三 農産物検査に係る手数料の収納の方法に関する事項

四 農産物検査を行う時間及び休日に関する事項

五 農産物検査を行う区域及び農産物検査を行う場所（年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。）に関する事項

六 農産物検査の受付の条件に関する事項

七 農産物検査の受検のための準備に関する事項

- 八 農産物検査員の配置に関する事項
- 九 機械器具その他の設備の保守点検に関する事項
- 十 農産物検査の請求書の保存に関する事項
- 十一 帳簿の備付けに関する事項
- 2 前項第一号の農産物検査の業務の実施方法に関する事項には、第十条第四項に規定する方法により検査証明を行う場合には、その旨及びその実施方法に関する事項を定めなければならない。
- 第二十二条** 法第二十五条に規定する帳簿は、農産物検査の業務を行う登録検査機関ごとに作成し、農産物検査の業務を行う事務所に備え付け、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。
- 2 法第二十五条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 農産物検査を請求した者の氏名又は名称及び住所
 - 二 農産物検査の請求を受けた年月日
 - 三 農産物検査を行った年月日
 - 四 農産物検査を行った場所
 - 五 農産物検査を行つた農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果
 - 六 農産物検査を行つた農産物検査員の氏名（法第十七条第一項第二号に掲げる検査の区分に係る登録検査機関（次条において「登録成分検査機関」という。）が成分検査の試料の採取の業務を他の登録検査機関に委託して行つた場合にあつては、当該業務を行つた登録検査機関の名称）
 - 七 輸入に係る農産物についての農産物検査を行つた場合にあつては、船舶名、輸入港名、入港年月日その他当該農産物を特定するために必要な事項（登録検査機関の照会先）
- 第二十三条** 令第四条第二項の農林水産省令で定める者は、農産物の出荷の事業を行う者とする。（業務の委託の届出）
- 第二十四条** 登録成分検査機関は、法第二十八条の規定により他の登録検査機関に業務を委託しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について農林水産大臣に届け出なければならない。
- 一 業務を委託しようとする登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 委託しようとする業務の内容
 - 三 業務を委託しようとする期間
 - 四 登録成分検査機関は、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3 登録成分検査機関は、第一項の委託をしようとするときは、業務を委託しようとする登録検査機関に対し、当該委託する業務に関する準則を示さなければならない。（立入調査職員の証明書）
- 第二十五条** 法第三十一条第三項の立入調査をする職員の身分を示す証明書の様式は、別記様式第二十号のとおりとする。（農林水産大臣に対する申出の手続）
- 第二十六条** 法第三十三条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもつてしなければならない。
- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
 - 二 申出に係る農産物の種類及び数量
 - 三 申出の理由
 - 四 申出に係る農産物の検査を行つた年月日
 - 五 申出に係る農産物の検査を請求した者の氏名又は名称及び住所

- 六 申出に係る農産物に法第十三条第一項の規定による表示を付し、又は同項の検査証明書を交付した登録検査機関の名称
- 七 申出に係る農産物の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称（農産物検査の業務の引継ぎ）
- 第二十七条** 法第三十五条第三項に規定する場合にあつては、登録検査機関は、次に掲げる事項を行わなければならない。
- 一 引き継ぐべき農産物検査の業務を農林水産大臣に引き継ぐこと。
 - 二 引き継ぐべき農産物検査の業務に関する帳簿及び書類を農林水産大臣に引き渡すこと。
 - 三 その他農林水産大臣が農産物検査の業務の引継ぎに關し必要と認める事項を行うこと。
- 第二十八条** 令第五条第三項の規定による報告（同条第一項第一号に掲げる事務に係るものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。（都道府県知事の行う表示の除去等の内容等の報告）
- 一 不正な手段により農産物検査を受けた事実が明らかとなつた受検者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該農産物検査を行つた登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - 三 表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還の要求（以下この項において「表示の除去等」という。）をした年月日
- 四 表示の除去等に係る農産物の種類
- 五 表示の除去等の内容
- 六 その他参考となるべき事項
- 2 令第五条第三項の規定による報告（同条第一項第七号に掲げる事務に係るものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
- 一 受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行つた農産物の数量
 - 二 受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行つた農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果
 - 三 その他参考となるべき事項
- 3 令第五条第三項の規定による報告（同条第一項第九号から第十二号までに掲げる事務に係るものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
- 一 命令又は登録の取消しをした登録検査機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 命令又は登録の取消しをした年月日
 - 三 命令をした場合にあつては、当該命令の内容
 - 四 その他参考となるべき事項
- 4 令第五条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
- 一 報告を求め、又は立入調査を行つた農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者の氏名又は名称及び住所
 - 二 報告を求め、又は立入調査を行つた年月日
 - 三 報告の徵収又は立入調査の結果
 - 四 その他参考となるべき事項
- 附 則 抄
- 1 この省令は、農産物検査法の施行の日（昭和二十六年五月二十日）から施行する。
- 主要食糧検査令施行規則（昭和二十三年農林省令第四十八号）は、廃止する。
- 附 則（昭和二十六年七月二十六日農林省令第五二号）
- この省令は、昭和二十六年八月二十五日から施行する。
- この省令は、昭和二十六年九月二日から施行する。
- 附 則（昭和二六年八月四日農林省令第五七号）
- この省令は、昭和二十六年九月十六日から施行する。

(10) 昭和三十五年産の大麦、はだか麦及び小麦についての農産物検査法施行規則の等級証印

(一) 等の臨時特例に関する省令(昭和三十五年農林省令第二十七号)、昭和三十六年産の大麦、豆及び小麦による等級証印(寺町と三十六年産の大麦、豆及び小麦を旨とする等級証印)の施行規則(昭和三十六年農林省令第三十号)。

(一) 本邦年次に開かれる省令(昭和三十七年農林省令第三十九号)等の臨時特例に関する省令(昭和三十七年農林省令第二十九号)

附 則（昭和三八年九月一〇日農林省令第五五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三八年一〇月一日農林省令第六一號）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年一二月二日農林省令第七一號）抄
二の省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三九年九月一日農林省令第三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和四十年九月十日から施行する。
附則
(昭和四二年九月八日農林省令第四三号)
抄

この省令は、昭和四十二年十月九日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 貝 (昭和四五年三月二三日農林省令第六九号)
この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附則（昭和四五年七月一六日農林省令第四二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年七月一九日農林省令第五八号）抄
この省令は、昭和四六年八月一日から施行する。

附則（昭和四七年一月一日農林省令第六〇号）
二つ省によは、昭和四七年手十一月八日ハ、つ施行する。

この省令は昭和四十七年十一月八日から施行する。
附則（昭和四八年三月一日農林省令第一号）

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

この省令は、昭和五十年六月五日から施行する。

この省令は、昭和五十一年十月五日から施行する。
附則
(昭和五一年八月二十五日農林省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 附則（昭和五年七月五日農林省令第四九号）この省令は、公布の日から施行する。
抄

附 則（昭和五六年三月二七日農林水產省令第九号）
この省令は、昭和五六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年一〇月二〇日農林水産省令第四三号）
この省令は、昭和五十六年十月二十一日から施行する。

附 則（昭和五八年三月三一日農林水產省令第五号）

昭和五十七年以降に生産された国内産の大麦、はだか麦及び小麦の検査については、この省令の施行後も、なお以前の例による。

附 則
(昭和五九年五月一五日農林水産省令第一八号)

5 前項の証明書の様式は、農林水産大臣が定める。
(国の検査の請求)

るきはつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令

第五条 国の検査によるものとする者の請求により行う

漁業操業に関する日本国政府と、ソシエテ・ド・コトツイ社会主導の國連漁政との間の協定第一第1条の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができます。

前項の請求は、生産者があつてはその生産地に検査を受けるとする農産物の生産地を管轄する地方農政事務所、輸入者及び売買取引業者等があつては検査を受けようとする農産物の所在の管轄する地方農政事務所、農林水産大臣が定める検査請求書を提出してするものとする。
(国)の検査の受檢のための準備)

附 則（平成二年一月三一日農林水産省令第五号）抄
（施行期日）

附 則（平成二年五月二六日農林水産省令第六四号）
この省令は、公布の日から施行する。

3 第一項本文及び前項の票せんの付け方は、農林水産大臣が定める。
(国の検査の期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
(施行期日)

2 災害その他やむを得ない理由により前項の期日に国の検査を行うことができないときは、
する日は行う

（国の検査の手数料緩和の方法）
第二条 農産物検査法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第三条第五項の手数料は、農産物検査印紙を附則第五条第二項の検査請求書を提出する際これに限り付けて

（国の検査の実施）
農政事務局長は、その理由が消滅した日から十日以内にわざで更に農作物検査の期日を指定する。

(国の検査の受付の条件) 第三条 改正法附則第三条

所において行う。
（費用の負担）

第九条 国の検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用は、受検者の負担とする。

除き、行わないのである。この種の不適な行為は、必ずしも地代の高い所で見られるのである。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一四年一〇月一日農林水産省令第八一号）

（新法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の品位等検査を受ける場合

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一五年六月二五日農林水産省令第六二号）

三 新法第十五条第二項の品位等検査を受ける場合
四 新法第三十四条第一項の品立等検査を行う場合

第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。
(経過措置)

第四条 国の検査は、農産物検査官が行う。

に対してされていける提出その他の行為は、この省令の施行後は、改正後のそれぞれの省令の相当

にあつては北海道農政事務所。（以下同じ。）の職員の中から地方農政事務所長（地方農政局が所長する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長。（以下同じ。）が任在する

附 則（平成一五年七月一〇日農林水産省令第七五号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

農産物検査官は、自己に利害関係がある農産物については、国の検査を行ってはならない。た

従前の例による。

農産物検査官は、国の検査を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
(施行期日)

<p>附 則 (平成一六年一月八日農林水産省令第一号)</p> <p>この省令は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年三月七日農林水産省令第一八号)</p> <p>この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年三月三一日農林水産省令第五一号)</p> <p>(施行期日) 平成一九年三月七日農林水産省令第一五号</p> <p>この省令は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>第一条 この省令による改正後の農産物検査法施行規則第十三条に規定する登録免許税の領収証書について、この省令の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙と使用することができる。</p> <p>附 則 (平成一九年三月二八日農林水産省令第一五号)</p> <p>(施行期日) 平成一九年三月七日から施行する。</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>第二条 この省令による改正前の農産物検査法施行規則別記様式第十号(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、「この省令による改正後の様式によるものとみなす。」</p> <p>この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>附 則 (平成一九年三月二九日農林水産省令第一〇号)</p> <p>(施行期日) 令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号</p> <p>この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一六年三月一八日農林水産省令第一八号)</p> <p>この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年三月七日農林水産省令第一八号)</p> <p>この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年三月三一日農林水産省令第五一号)</p> <p>(施行期日) 平成一九年三月七日農林水産省令第一五号</p> <p>この省令は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>第一条 この省令による改正後の農産物検査法施行規則第十三条に規定する登録免許税の領収証書について、この省令の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙と使用することができる。</p> <p>附 則 (平成一九年三月二八日農林水産省令第一五号)</p> <p>(施行期日) 平成一九年三月七日から施行する。</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>第二条 この省令による改正前の農産物検査法施行規則別記様式第十号(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、「この省令による改正後の様式によるものとみなす。」</p> <p>この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>附 則 (平成一九年三月二九日農林水産省令第一〇号)</p> <p>(施行期日) 令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号</p> <p>この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。</p>
--	--

附則（令和五年二月二八日農林水產省令第六三号）抄

附則（令和五年二月八日）
この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第十六条関係

そば	かんしよ生切干	でん粉	別表第二（第十六条関係）	種類	農産物の査を行う農産物検査機械器具その他の設備	米穀	だか麦、は
一 はかり	二 常圧加熱乾燥法使用機材	一 カルトン	七 ふるい	一 白度計	一 ガラス電極水素イオン濃度計	一 穀温計	二 一 だか麦
二 常圧加熱乾燥法使用機材等	三 恒温器	二 はかり	八 かり	二 砂分測定瓶	二 常圧加熱乾燥法使用機材等	二 穀刺	三 小麦、は
三 はかり	四 穀粒容積重計	三 常圧加熱乾燥法使用機材等	九 ふるい	三 砂分測定瓶	三 ガラス電極水素イオン濃度計	三 穀刺	四 一 だか麦
四 穀粒容積重計	五 恒温器	四 砂分測定瓶	十 ふるい	四 常圧加熱乾燥法使用機材等	四 ガラス電極水素イオン濃度計	四 穀刺	五 一 だか麦
五 恒温器	六 穀粒容積重計	五 窒素定量法使用機材（化学天びん、分解装置、蒸留装置及び滴定装置をいう。以下同じ。）（第三号の規定により化学天びんを設置する場合にあつては、化学天びんを除く。）	十一 ふるい	五 常圧加熱乾燥法使用機材等	五 ガラス電極水素イオン濃度計	五 穀刺	六 一 だか麦
六 穀粒容積重計	七 電気炉	六 窒素定量法使用機材（化学天びん、分解装置、蒸留装置及び滴定装置をいう。以下同じ。）（第三号の規定により化学天びんを設置する場合にあつては、化学天びんを除く。）	十二 ふるい	六 常圧加熱乾燥法使用機材等	六 ガラス電極水素イオン濃度計	六 穀刺	七 一 だか麦
七 電気炉	七 電気炉	七 電気炉	十三 ふるい	七 電気炉	七 ガラス電極水素イオン濃度計	七 穀刺	八 一 だか麦
八 電気炉	八 電気炉	八 電気炉	十四 ふるい	八 電気炉	八 ガラス電極水素イオン濃度計	八 穀刺	九 一 だか麦
九 電気炉	九 電気炉	九 電気炉	十五 ふるい	九 電気炉	九 ガラス電極水素イオン濃度計	九 穀刺	十 一 だか麦
十 一 試験用精機	十 一 試験用精機	十 一 試験用精機	十六 ふるい	十 一 試験用精機	十 一 ガラス電極水素イオン濃度計	十 一 穀刺	十一 一 だか麦
十一 試験用精機	十一 試験用精機	十一 試験用精機	十七 ふるい	十一 試験用精機	十一 ガラス電極水素イオン濃度計	十一 穀刺	十二 一 だか麦
十二 一 だか麦	十二 一 だか麦	十二 一 だか麦	十八 ふるい	十二 一 だか麦	十二 ガラス電極水素イオン濃度計	十二 穀刺	十三 一 だか麦
十三 一 だか麦	十三 一 だか麦	十三 一 だか麦	十九 ふるい	十三 一 だか麦	十三 ガラス電極水素イオン濃度計	十三 穀刺	二十 一 だか麦
二十 一 だか麦	二十 一 だか麦	二十 一 だか麦	二十 ふるい	二十 一 だか麦	二十 ガラス電極水素イオン濃度計	二十 穀刺	二十一 一 だか麦

	小麦	
八	超遠心粉碎器又は衝撃式粉碎器 ふるい	六 小型とう精機
九	常圧加熱乾燥法使用機材及び窒素定量法使用機材（化学天びんを除く。）又は常圧加熱 乾燥法による水分測定及び窒素定量法によるたんぱく質測定と同等の精度でその測定結果 が得られる近赤外分析計	七 ふるい
十	十一 加熱器	八 化学天びん
十一	十二 恒温槽	九 常圧加熱乾燥法使用機材及び窒素定量法によるたんぱく質測定と同等の精度でその測定結果 が得られる近赤外分析計
十二	十三 分光光度計	十 加熱器
十三	十四 純水装置	十一 恒温槽
十四	一 穀刺	十二 恒温槽
一	二 カルトン	十三 分光光度計
二	三 試料均分器	十四 純水装置
三	四 ばかり	一 穀刺
四	五 超遠心粉碎器又は衝撃式粉碎器	二 カルトン
五	六 常圧加熱乾燥法使用機材及び窒素定量法使用機材又は常圧加熱乾燥法による水分測定 及び窒素定量法によるたんぱく質測定と同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計	三 試料均分器
六	七 落球粘度計	四 ばかり
七	八 純水装置	五 超遠心粉碎器又は衝撃式粉碎器

別記様式第三号 (第十条関係)

第 号	検査証明書					
	検査請求者	住 所				
1 検査年月日 令和 年 月 日	2 檢査成績	氏名又は名称				
前回の検査を行った 登録検査機関の名前		前回の検査 証明書番号	等級又は品位 の測定結果	量 目	数 量	備 考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

備考

- 1 登録検査機関名に併せて農産物検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 2 水稻うるち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとする。
- 3 水稻うるち玄米については、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号。以下「規程」という。）第一の二の〔三〕のハの〔イ〕に基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとし、規程第一の二の〔二〕の〔ハ〕の〔イ〕に基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「〔ロ〕」と記載し、下表に規程第一の二の〔三〕の〔ハ〕の〔イ〕に基づき表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。なお、測定結果は下表に「別添参照」と記載した上、別添とすることができます。
- 4 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

別記様式第四号(第十条関係)

第 号	検査証明書						
	検査請求者	住 所					
1 検査年月日 令和 年 月 日	2 檢査成績	氏名又は名称					
種類 生産年度		銘柄	等級	数量	水分の 含有率	容積重	備考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

備考 登録検査機関名に併せて農産物検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。

別記様式第五号 (第十条関係)

第 号

検査証明書
検査請求者
住 所
氏名又は名称1 検査年月日
令和 年 月 日

2 検査成績

種類	生産年度	銘柄	等級又は品位の測定結果	数量	備考

--

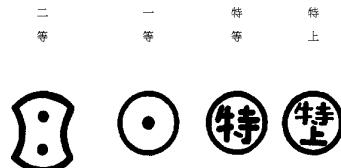
上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関

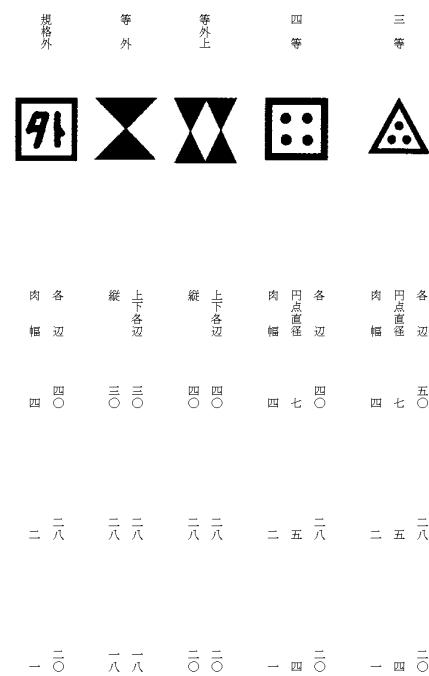
備考

- 1 もみ、玄米及び精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
- 2 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 3 水稻うち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとする。
- 4 水稻うち玄米については、規程第一の二の(三)のハのイに基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとし、規程第一の二の(三)のハのイに基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「(四)」と記載し、下表に規程第一の二の(三)のハのイに定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。なお、測定結果は下表に「別添参照」と記載した上、別添とすることができます。
- 5 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

別記様式第六号 (第十条関係) (平成二十二年六月一〇七・令和)



外田直径	肉幅	外田直径	肉幅	外田直径	肉幅	外田直径	肉幅
四 五〇	四 一〇	四 五〇	四 一〇	四 五〇	四 五〇	四 二八	二 一八
四 七 三〇 五〇	四 一 五〇	四 五〇	四 一 五〇	四 五〇	二 一八	二 一八	一 一〇
二 七 六 一 八	二 九 一 八	二 八	一 七 一	一 一〇	一 一〇	一 一〇	一 一〇



二八 二八 二八 二八 二五八 二五八 二八 二八

四〇 四〇 三〇 三〇

七〇 七〇

一〇 一〇



備考

- 一 肉色の表示をする。
- 二 (イ) 横等級記印は、包装(表示が印刷された部分を除く)に押印するときに使用するものとする。
(イ) 横等級記印は、表示が包装の表面に印刷して裏せんをはり替えた場合であつて、その表示に押印するものとする。
- 三 (イ) 横等級記印は、表示を印刷した裏せんを貼り付けて、又はミシンで縫い付けた場合であつて、その表示に押印するものとする。
- 四 (イ) 横等級記印は、表示を印刷した裏せんを貼り付けて、又はミシンで縫い付けた場合であつて、その表示に押印するものとする。

外寸直徑
五〇
四
一八
一

外寸直徑
一〇
一〇
一
一〇
一

一〇

別記様式第十一号（第十条関係）(平二二農水令一〇四・四五)



肉
幅
円の直径

一〇一

(ミリメートル)
単位



肉
幅
円の直径

一七

(ミリメートル)
単位

備考
肉色及び裏色とするものとする。

別記様式第九号 (第十条関係)

検査証明書	
何年産	種類
銘柄	
正味重量規格	何 kg 等級又は品位の測定結果

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。

何 登録検査機関及び検査年月日

検査請求者記載欄

検査請求者 氏名又は名称
 住所 所都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)
 代理人 氏名又は名称
 住所 所都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)
 生産地 都(道府県)
 品種名 ()

備考

- 検査を受けようとする農産物が、共同調製施設において共同調製されたものであつて、代理人による検査請求に係るものであるときは、検査請求者の記載を省略することができる。
- もみ及び玄米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
- 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 記載事項中等級又は品位の測定結果及び検査年月日を除いては、検査請求者において記載することができる。
- この様式は、内容の変更を伴わない限り、変更することができる。
- 水稻うるち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級証印を押すものとする。
- 水稻うるち玄米については、規程第一の二の(三)のハのイに基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級証印を押すものとし、規程第一の二の(三)のハのイに基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「(印)」と記載し、下表に規程第一の二の(三)のハのイに定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。
- 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

検査証明書	
何年産	種類
銘柄	
正味重量規格	何 kg
	測定値
本分の含有率	
杂质量	

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。

何 登録検査機関及び検査年月日

検査請求者 氏名又は名称
 住所 所都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)
 代理人 氏名又は名称
 住所 所都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)
 生産地 都(道府県)
 品種名 ()

備考 1. 記載事項中等級、検査年月日及び測定値を除いては、検査請求者において記載する。 2. その他は、別記様式第九号の備考1、3及び5と同様とする。

別記様式第十一号（第十条関係）

検査證明書	
著者り、右記及び左記の事項を証明する。	
種類	何 等級
正味重量規格	何 kg 等級
何 登録検査機関 及び 検査年月日	

検査請求者 記載欄

検査請求者 氏名又は名称
住所 所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)
代理人 氏名又は名称
住所 所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)
加工(種類) 年月日 検査年月日
品種名 ()

備考

- 精米及びしょくめいの検査を受けようとする場合には、種類に併せて生産年度を記載する。
- 精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載する。
- その他は、別記様式第9号の備考3から8までと同様とする。

別記様式第十二号（第十条関係）

期間経過米検査証明書	
左記の事項を証明する。	
正味重量規格	何 kg 等級又は品位の測定結果
何 登録検査機関 及び 検査年月日	

検査請求者 記載欄

検査請求者 氏名又は名称
住所 所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)
代理人 氏名又は名称
住所 所 都(道府県) 郡(市) 町(村)(字)

備考 別記様式第9号の備考3から8までと同様とする。

別記様式第十三号(第十条関係)
第 号

検査証明書

検査請求者
住 所
氏名又は名称

1 検査年月日
令和 年 月 日

2 検査成績

種類	生産年度	銘柄	包装の種類	等級	数量	水分含有率	容積重	備考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日

何 登録検査機関

備考 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。

別記様式第十四号（第十条関係）

第 号

検査証明書
検査請求者
住 所
氏名又は名称

1 検査年月日
令和 年 月 日

2 検査成績

種類	生産年度	銘柄	包装の種類	等級又は品位の測定結果	数量	備考

--

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日

何 登録検査機関

備考

- 1 もみ、玄米及び精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
- 2 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 3 水稻うらち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとする。
- 4 水稻うらち玄米について、規程第一の二の三のハのイに基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載するものとし、規程第一の二の三のハのイに基づき鑑定を行った場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「[]」と記載し、下表に規程第一の二の三のハのイに定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。なお、測定結果は下表に「別添参照」と記載した上、別添とすることができる。

- 5 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。

別記様式第十五号（第十条関係）

成 分 檢 查 証 明 書	
検査請求者 氏名又は名称 住所 郵便番号 都道府県 市町村	氏名又は名称 住所 郵便番号 都道府県 市町村
成 分 檢 查 の 項 目	
何 検査登録番 及び 試料採取年月日	

備考
1 試料採取年月日を除いては、検査請求者に2点で記載することができる。
2 その他は、別記様式第9号の備考1、3及び5と同様とする。

別記様式第十六号（第十条関係）
第 号

成 分 檢 查 証 明 書

検査請求者
住 所
氏名又は名称

1 検査年月日等

- (1) 試料採取年月日 令和 年 月 日
(2) 検査年月日 令和 年 月 日

2 検査成績

種 類	銘 柄	包 裝 の 種 類	量 目	数 量	成 分 檢 查 の 項 目	結 果	備 考

上記の事項を証明する。

令和 年 月 日
何 登録検査機関
備考 登録検査機関名に併せて農産物検査を行った農産物検査員の氏名を記載することができる。

別記様式第十七号（第十二条関係）

別記様式第十八号（第十四条関係）

別記様式第十七号（第十二条関係）（平二）農水令一〇七・全改

(ア) (イ) (ウ)
単位 単位 単位
(ア) (イ) (ウ)
(ア) (イ) (ウ)
(ア) (イ) (ウ)

X

一

(b) 標の印押は別記様式第6号(イ)の標の等級証印を抹消し、又は訂正するとき、(ロ) 標の印押は同様式(ロ)の標の等級証印を抹消し、又は訂正するとき、(ハ) 標の印押は同様式(ハ)の標の等級証印、別記様式第1号の種子用証印及び別記様式第8号の醸造用証印を抹消し、又は訂正するとき、使用するものとする。

登録番号	登録年月日	年 月 日	登録年月日	年 月 日
登録者氏名 登録者住所 登録者電話番号	年 月 日	更新・変更 年 月 日	登録年月日	年 月 日
登録者氏名 登録者住所 登録者電話番号	年 月 日	更新・変更 年 月 日	登録年月日	年 月 日
登録者氏名 登録者住所 登録者電話番号	年 月 日	更新・変更 年 月 日	登録年月日	年 月 日
登録者の区分 登録の範囲				
農産物検査員 検査を行う区域	氏名	農産物検査員 認定番号 登録の区分 登録の範囲の 代表者氏名 主たる事務所の 所在地	成 分 検 直 美 海 受 許 先	

農務検査員が農作物検査を行う農作物が飼料用も又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

別記様式第十九号（第十四条関係）（令2農水令83・全改）表

証明書番号
農産物検査員証
登録検査機関の名称 氏名 農産物を行なう区域 種類
上記の者は、農産物検査員として農林水産大臣の登録合意に記載された農産物検査員であることを証明する。
発行年月日
農林水産大臣

農産物検査法（抄）
（農産物検査の義務等） 第29条、登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならぬ。 2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。 （改善命令） 第23条、農林水産大臣は、登録検査機関が第20条の規定に違反していると認められたとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第13条第1項の規定を怠る者に対しては、農産物検査若しくは記載が誤りでないか否かの確認若しくは当該登録検査機関に対する農産物検査若しくは農産物検査方法その他の義務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

備考 用紙の大きさは、縦55mm、横91mmとする。

農産物検査法第31条第3項の立入調査をする職員の身分証明書
官職名 年月日
上記の者は、農産物検査法第31条第3項の立入調査をする職員であることを認める。
上半身 前回写真 発行年月日 年月日

裏

農産物検査法（抄）

（罰則）
 第31条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、
 農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは販賣業者のほき
 事務の執行を委託する場合にあっては、その職員に、登録検査官、
 登録その他の検査官を置かせ、又は検査官に指名せらるる事務の執行を
 2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登
 録検査機関の事務所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、
 貨物等その他の事項を調査させ、又は登録検査官に質問せらるる事務の執行を
 3 旨規定する場合にあっては、登録検査官に立入検査を行わせらるる事務の執行を
 4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪検査のために認め
 られたものと解釈してはならない。

（都道府県が代行する事務）
 第37条 この法律に規定する農林水産大臣の役職に属する事務の一項は、政令
 で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 一、第31条第1項の規定による辨査を拒み、幼仔、若しくは忌避し、又は同
 項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 二、第31条第2項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 三、第31条第3項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 四、第31条第4項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 1 用紙の大きさは、日本商業規格B4を以てする。
 2 発行者は、農林水産大臣は都道府県知事とする。